



第3章

死因究明等を行う専門的な機関の 全国的な整備

1 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備の要請

【施策番号22】

厚生労働省においては、令和6年度中に開催された死因究明等推進地方協議会（以下「地方協議会」という。）や各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議^{注3)}等を通じ、都道府県に対して、死因究明等に係る取組への財政的支援を行う同省の各種事業の活用を促すとともに、検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制の整備を求めた。

また、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月に作成した死因究明等推進地方協議会運営マニュアル^{注4)}（以下「マニュアル」という。）においても、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題の一つとして、「死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築」を掲げ、その実現に向けた考え方等を示している。

2 地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの活用促進等

【施策番号23】

厚生労働省においては、地方協議会の設置を促すとともに、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月にマニュアルを策定し、各都道府県に配布した。

マニュアルは、地方協議会を設置する際の具体的な手順、地方協議会における取組事例、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題、死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ等を示したものである。

令和6年度は、各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議を通じ、都道府県に対して、1年に1回は地方協議会を開催するとともに、マニュアルを参考にしながら地域の状況に応じた実効性のある施策を検討・実施するよう促した。

注3) 令和5年度に引き続き、収集形式での会議は実施せず、厚生労働省のWebサイトへ資料及び説明動画を掲載することにより代替した。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_55843.html

注4) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shiinkyuumei_chihou.html

資3-2**死因究明等推進地方協議会運営マニュアルの概要****死因究明等推進地方協議会運営マニュアル 概要****1.本マニュアルの使い方**

本マニュアルは都道府県において、地方協議会の設置や運営、死因究明等の施策に関する計画策定などに取り組む際の参考となるよう、留意点や事例等を示したものである。

2.地域における死因究明等の体制整備の意義

死因究明により得られた知見は疾病の予防をはじめとする公衆衛生の向上に活用されているほか、死因が災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼすものである場合には、その被害の拡大や再発の防止等に寄与している。

3.地方協議会を設置する際の具体的な手順

- ①事務局として担当者を決める
- ②死因究明等に関連する情報を収集する
- ③収集した情報を元に関連する部署・機関に協力を呼びかける
- ④実際に関係者で集まって地方協議会をスタートさせる

4.地方協議会における取組事例

- ・東京都死因究明推進協議会
- ・滋賀県死因究明等推進協議会
- ・大阪府死因調査等協議会
- ・香川県死因究明等推進協議会
- ・鹿児島県死因究明等推進協議会

5.地方協議会において中長期的に取り組むべき課題

- (1) 死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築
- (2) 解剖・死亡時画像診断など死因究明等の結果の活用やデータベースの整備
- (3) 法医学等の人材の育成・確保

6.死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ

地方協議会における活動が軌道に乗ってきた段階で、地域の状況に応じた死因究明等に関する施策を体系的に推進するため、各地域における死因究明等の施策に関する計画を策定することが重要である（高知県の事例紹介）。

**7.地方協議会における
現状分析・施策立案・評価検証の流れ**

- (1) 現状分析・目標設定
- (2) 施策の立案・関係者間での連携・協力の取り決め
- (3) 施策の実施・状況報告
- (4) 評価検証・施策の改善

8.死因究明等の体制構築事例の紹介

- (1) 民間医療機関による死因究明体制の構築
(茨城県筑波剖検センター)
- (2) 地域医師会等への検案業務等の委託事例（東京都）
- (3) 死亡時画像診断実施にかかるCT車の導入事例（大阪府）
- (4) 奨学金貸与者を対象とした法医学者確保策（高知県）
- (5) 薬物検査の取組事例（福岡大学）

9.地方協議会等に関する情報公開について

資料や議事録等については、自由闊達な議論の妨げにならないなど会議の運営に支障がない範囲で可能な限りホームページ等で公開することが望ましい。

10.支援制度など国の取組の紹介

出典：厚生労働省資料による

3 施策の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査の実施**【施策番号 24】**

厚生労働省においては、死因究明等の実務の主体となる機関等の実態を把握し、施策を効果的に推進するとともに、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得るため、関係省庁の協力を得て、大学の法医学教室、監察医務機関、都道府県警察、海上保安庁等における死因究明等に係る体制や死体取扱状況等に関する調査を実施している。

今後、同調査の結果を踏まえて、国における死因究明等の推進に向けた検討を行うとともに、各都道府県における死因究明等の推進に向けた議論の活性化を促すこととしている。

4 地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力

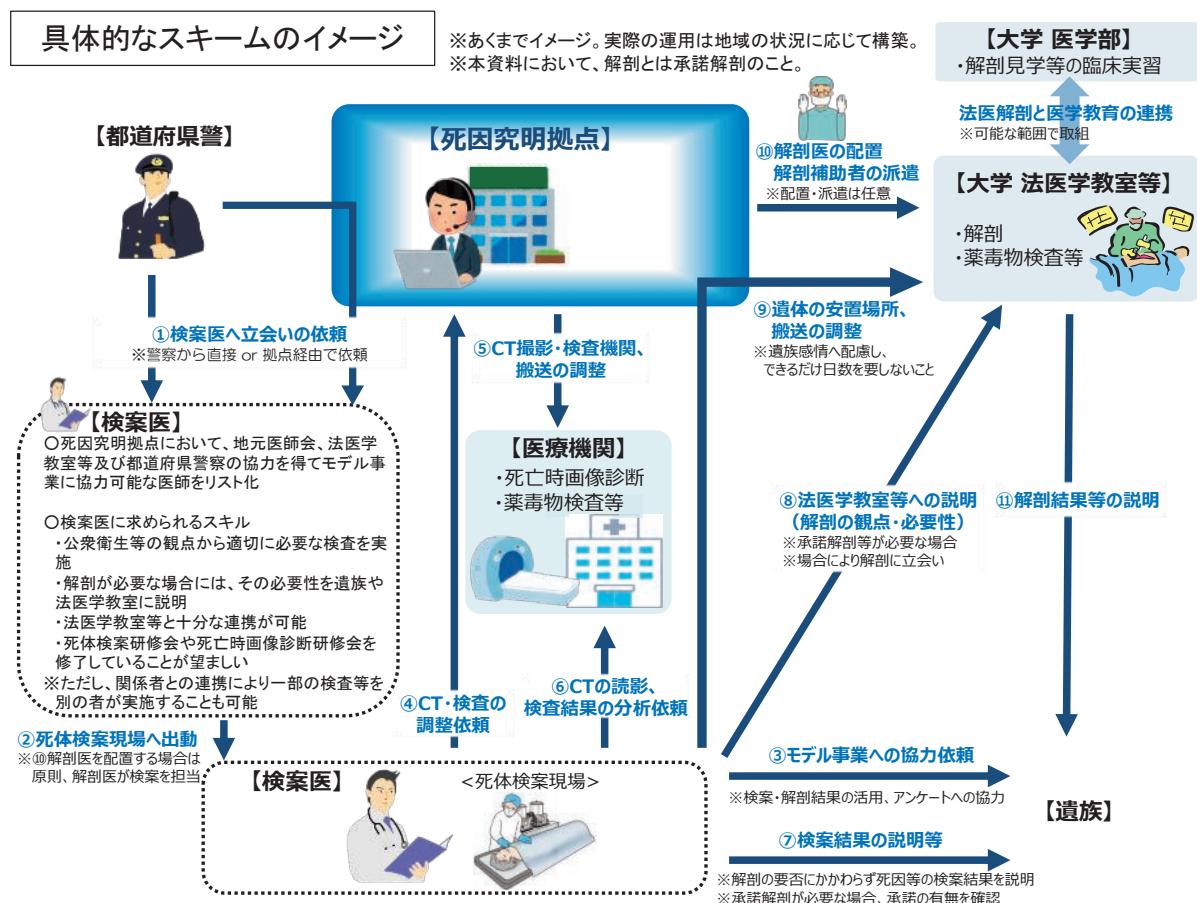
【施策番号25】

厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度から、一部の都道府県等を実施主体として死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）を開始している。

検案・解剖拠点モデル事業は、都道府県知事部局、都道府県警察、地域の医師会、大学の法医学教室等の関係機関の連携の下、公衆衛生の観点から必要とされる死亡時画像診断等の検査や遺族の承諾を得て、医師等の判断による解剖（以下「承諾解剖」という。）を円滑に実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。

令和6年度は、2都道府県・1大学で同事業を実施するとともに、これまでの成果や課題を踏まえ、承諾解剖の実施方針を作成し、承諾解剖が必要な事例の明確化を図ることなどを、各地域における取組内容の具体例として新たに明記したところ、引き続き、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。

資料3-4 死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）のイメージ



出典：厚生労働省資料による

5 地方公共団体に対する地方協議会の積極的な開催の促進及び協力

【施策番号 26】

厚生労働省においては、「死因究明等推進計画の変更について」（令和6年7月5日付け医政発0705第1号厚生労働省医政局長通知。以下「計画変更通知」という。）により、各都道府県知事及び各市区町村長に対して、政府において死因究明等推進計画の変更が閣議決定されたことを通知するとともに、基本法第5条の地方公共団体の責務に係る規定、第30条の地方協議会^{注5)}の設置に係る規定等に基づき、死因究明等推進計画を踏まえ、死因究明等に関する施策の推進を図るよう求めている。

令和4年度末時点で、全ての都道府県において地方協議会が設置・開催されているが、令和6年度も引き続き各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、都道府県に対して、地方協議会の活用を進め、死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証及び評価することを求めている。

なお、令和7年度予算では、死因究明等推進計画を踏まえ、必要と判断された解剖、死亡時画像診断及び検査が的確に実施されるよう、地方協議会の下で開催する研修に必要な経費を新たに盛り込んだ。

6 地方の関係機関又は団体に対する地方協議会の活用に向けた協力等についての指示又は要求

【施策番号 27】

厚生労働省においては、警察庁刑事局長、総務省大臣官房地域力創造審議官、法務省刑事局長、文部科学省高等教育局長、海上保安庁海上保安監、こども家庭庁成育局長、日本医師会会長及び日本歯科医師会会长に対して、各都道府県知事及び各市区町村長宛てに計画変更通知を発出したことを通知するとともに、本件について、その趣旨の了知並びに管下の関係団体及び関係者に対する周知及び協力を依頼している。

厚生労働省、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、海上保安庁及びこども家庭庁においては、関係機関・団体に対して、文書の発出や会議、研修等での指示等を通じて、地方協議会の活用に向けた協力等を求めている。

^{注5)} 地方協議会は、一般的には都道府県の衛生部局が事務局となり、警察、大学、医師会、歯科医師会、検察、海上保安庁等の関係機関が構成員となり、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するもの。

7 警察等の検視又は調査への立会いをする医師や検案する医師のネットワーク強化に関する協力

【施策番号28】

厚生労働省においては、検案する医師等の確保に向け、死体検案研修会（P3【施策番号3】参照）の修了者の活用方策について、警察庁、海上保安庁及び日本医師会と検討を進めている。

警察においては、大規模災害等の発生時における医師の検視又は調査の立会いや検案に係る体制を構築することを目的として、平成27年7月に警察庁及び日本医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本医師会との協力に関する協定」に基づき、日本医師会や都道府県医師会が主催する研修会等に検視官等を派遣して、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を実行している。

厚生労働省及び警察庁においては、日本医師会が主催する都道府県医師会「警察活動協力医会」連絡協議会等の会議の開催時には、職員を派遣し、各都道府県医師会等からの出席者に対して、死因究明等推進計画の内容や警察における死体取扱業務の体制等について説明するとともに、今後の死因究明等の推進に向けた連携等に関し、協力を依頼している。

文部科学省においては、令和6年度中に開催された全国医学部長病院長会議定例社員総会や、歯科大学学長・歯学部長会議等の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、警察等の検視・調査への立会いや検案する医師のネットワーク強化に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

8 歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力

【施策番号29】

厚生労働省においては、平成30年度以降、災害発生時に関係機関・団体と共に迅速に歯科医療を提供できる人材の育成等を目的とした研修の開催に要する経費を補助する災害歯科保健医療チーム養成支援事業を実施しており、同研修の内容には、災害時の歯科所見による身元確認についても含まれている。

警察においては、大規模災害等の発生時における身元確認業務の体制を構築することを目的として、平成26年11月に警察庁及び日本歯科医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本歯科医師会との協力に関する協定」に基づき、都道府県歯科医師会等が主催する研修会等に検視官等を派遣し、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を実行している。

警察及び海上保安庁においては、日本歯科医師会が主催している警察歯科医会全国大会の開催時には、職員を派遣し、歯科医師等と意見交換を行うなどして協力関係の強化を図っている。

文部科学省においては、令和6年度中に開催された全国医学部長病院長会議定例社員総会や、歯科大学学長・歯学部長会議等の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

写真3-8 令和6年度三重県総合防災訓練における身元確認業務の様子



写真提供：警察庁

TOPICS

3 滋賀県死因究明等推進協議会における取組

滋賀県では、平成27年4月に滋賀県死因究明等推進協議会を設置し、同年6月に近畿地方で最初の第1回協議会を開催した。また、平成28年3月には、滋賀県における死因究明等の推進のために取り組むべき20項目の重点施策を掲げた「滋賀県死因究明等推進協議会第一次提言」をとりまとめた。現在も、この提言に基づき、各機関が継続的に取組を行っている。

平成31年3月には各団体の取組状況や活動記録として「滋賀県死因究明等推進協議会のあゆみ」をとりまとめたが、令和6年度は本協議会の設置から10年目を迎えるにあたり、各施策の取組状況について振り返りを行ったところ、以下では、主にその内容を紹介する。

1 これまで行ってきた各施策の取組状況

(1) 死因究明等に従事する医師、歯科医師の養成と資質向上

滋賀県における死因究明等に関する実務・教育・研究の拠点である滋賀医科大学では、令和3年度に文部科学省の基礎研究医養成活性化プログラムに選定され、法医学的知識や技術を基に、地域で活躍する臨床医師・歯科医師を養成するプログラムを実施している。また、都市医師会等において死亡診断・死体検案に関する研修会や、歯科所見による身元確認等に関する研修会を定期的に開催するなど、資質の向上に努めている。一方で、参加者が固定化していることが課題として挙げられている。

(2) 検視・検案及び家族対応訓練

大規模災害時に適切な対応が取れるよう、平成29年度から令和6年度までに計6回、関係機関が参加する訓練を実施した。本訓練においては、検視・検案のみでなく、急性期における家族への心のケアを含む点が特徴であり、本協議会関係機関のほか、日本DMORT（DMORT（Disaster Mortuary Operational Response Team）は災害死者家族支援チームを意味する。）やおうみ犯罪被害者支援センター等と連携してグリーフケアの訓練にも力を入れている。当該訓練は、関係機関との連携構築や知識・技術の継承の機会となっている。

検視・検案訓練の様子



家族対応訓練の様子



写真提供：滋賀県

TOPICS

(3) 死亡時画像診断装置の整備

滋賀医科大学は、滋賀県において死因究明に関して中核的な役割を果たす施設であるが、死因究明専用のCT画像診断装置がなかった。そのため、厚生労働省の死亡時画像診断システム等整備事業（P49【施策番号55】参照）を活用して、令和6年度に滋賀医科大学に死因究明専用のCT画像診断装置を整備し、令和7年度から運用予定である。今後は当該装置を積極的に利用し、質の高い死因究明を進めていく。

解剖センターCT棟



CT装置



写真提供：滋賀医科大学

(4) 死因究明により得られた情報の活用

滋賀県は総人口に占める小児（15歳未満）の割合が高い（平成29年10月時点で沖縄県に次いで2番目）こともあり、小児死亡の現状を明らかにするとともに、効果的な予防策を推進することが望まれていた。そのため、平成30年度から独自に小児死亡の実態調査を実施し、令和2年度からは国の予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業（P71【施策番号87】参照）に参加している。

本事業で得られた検証結果を基に「子どもの死を減らし、より良い医療と支援体制を構築するための提言」を滋賀県知事に提出している。そして、令和5年度から予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review（以下「CDR」という。））の推進のための府内連携会議を開催し、全府的な取組を行っている。

TOPICS

庁内連携会議の様子



写真提供：滋賀県

検証結果を受けて作成したチラシ



出典：滋賀県資料による

2 今後の取組について

これまでにってきた取組は継続的に実施しつつ、質の高い死因究明に向けて歩みを止めることなく進めていく。特に、死因究明等に従事する関係者の資質の向上のため、都市医師会が開催する死体検案に関する研修会等への新たな参加者を増やす取組を行っていきたい。また、孤独死や在宅看取りなど高齢化とともに生じる社会問題の解決に向けて、検討を進めていきたい。

TOPICS

4 京都府における承諾解剖と遺族支援に関する取組

京都府では、監察医制度が存在しないため、承諾解剖が、公衆衛生の向上及び増進の観点から、死因を明らかにするための制度的手段の一つである。しかしながら、承諾解剖の実施件数は依然として伸び悩んでおり、承諾解剖が社会に十分に受け入れられているとは言い難い現状がある。承諾解剖の社会への定着のためには、承諾解剖を行う前の遺族への丁寧な支援（承諾解剖に同意していただくための丁寧な説明を含む。）と、社会への医療従事者による適切な情報発信が不可欠であると考えている。また、承諾解剖を行った後に、死にまつわる思いや葛藤等を抱えている遺族への丁寧な支援を行うことも重要である。

そこで、京都府では、令和4年度より「死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）」（P24 【施策番号25】参照）の実施主体として、京都府立医科大学法医学教室に死因究明拠点を設置し、承諾解剖による死因の明確化と遺族への丁寧な支援の両立を目指した体制の整備を進めってきた。

京都府立医科大学法医学教室では、看護師を中心とした遺族支援の体制を整備しており、解剖前後の遺族との面談においては、看護師が医師と協働しながら、遺族の悲嘆や疑問に寄り添い、丁寧な対話を重ねている。また、臨床宗教師の協力の下、承諾解剖が行われた遺体の遺族を対象とした「遺族会」を継続的に開催することで、死にまつわる思いや葛藤を語り合える場を提供している。実際に「遺族会」に参加した遺族からは、「不安な中で寄り添ってもらえたことが印象に残っている」、「正確な死因を知ることで、不安や沸き起こる妄想から解放された」、「解剖の大切さをもっと広めてほしい」といった声が寄せられている。

また、医療従事者による適切な情報発信に当たって、医療従事者が承諾解剖の意義と制度を正しく理解することが重要であると考え、モデル事業の一環として、令和7年1月に京都府立医科大学の大学院生や同大学附属病院職員を対象としたシンポジウムを開催し、承諾解剖の現状と遺族支援の取組について、情報発信を行った。当該シンポジウムの参加者からは、「制度を初めて知った」、「必要な制度だと感じた」、「遺族支援の重要性を実感した」などの声が寄せられ、承諾解剖の社会への定着に向け、承諾解剖の理解を広げる契機となった。

京都府においては、現在もなお、承諾解剖や遺族支援に関する取組について、手探りの段階にあるが、今後は、その内容を整理・体系化し、持続可能なあり方を構築していくことが求められる。多死社会において、死因究明の質を高めていくためには、承諾解剖や遺族支援の定着、医療従事者による継続的な情報発信が不可欠である。

シンポジウムの様子



写真提供：京都府

